

ASBJが改正企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」を公表

『会計情報』編集部

企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成24年1月31日付で厚生労働省から、厚生労働省通知「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて」及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」及び「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行（代行返上）する際の手続及び物納に係る要件・手続等について」の一部改正について（以下合わせて「平成24年厚生労働省通知」という。）が発出され、厚生年金基金及び確定給付企業年金の財務諸表の表示方法の変更が行われ、また、厚生年金基金における財務諸表の表示方法について、平成26年3月24日付で発出された厚生労働省通知「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正等について」（以下「平成26年厚生労働省通知」という。）による変更も行われたことに伴い、退職給付に関連する会計基準等の見直しを検討してきた。

今般、平成27年3月20日の第308回企業会計基準委員会において、標記の「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下「本適用指針」という。）の公表が承認されたことを受け、平成27年3月26日に本適用指針が公表された。

〈主な改正内容〉

□ 複数事業主制度の会計処理及び開示 （確定拠出制度に準じた場合の開示）

厚生年金基金及び確定給付企業年金における貸借対照表では、平成24年厚生労働省通知による変更前は、「数理債務」（負債）及び「未償却過去勤務債務残高」（資産）が表示されていたが、平成24年厚生労働省通知による変更後は、「数理債務」から「未償却過去勤務債務残高」を控除した純額が、厚生年金基金の場合は「責任準備金（プラスアルファ部分）」（負債）として、確定給付企業年金の場合は「責任準備金」（負債）として表示されることとなった。「数理債務」の額と「未償却過去勤務債務残高」の額は、原則として、貸借対照表の欄外に注記されることとなった。

また、厚生年金基金の場合は、平成24年厚生労働省通知による変更前は、「数理債務」（負債）と代行部分に該当する「最低責任準備金（継続基準）」（負債）を合計した額が貸借対照表に「給付債務」（負債）として表示されていたが、平成24年厚生労働省通知による変更に伴い、「給付債務」（負

債）は貸借対照表には表示されなくなった。さらに、平成24年厚生労働省通知により「最低責任準備金（継続基準）」（負債）が、「最低責任準備金」（負債）及び「最低責任準備金調整額」（負債）に変更され、平成26年厚生労働省通知により「最低責任準備金」（負債）及び「最低責任準備金調整額」（負債）が、「最低責任準備金」（負債）に変更されている。これらの結果、「責任準備金（プラスアルファ部分）」（負債）と「最低責任準備金」（負債）を合計した額が「責任準備金」（負債）として表示されることとなった。

上記の変更に伴い、複数事業主制度を採用している場合において、確定拠出制度に準じた会計処理及び開示を行うときの注記事項である「直近の積立状況等」のうち、「年金財政計算上の給付債務の額」について、本適用指針では、従来と実質的に同じ内容の注記を求めることとされ、名称を「年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額」と変更して、注記すべき金額を明らかにすることとされた（第65項参照）。

この「年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額」について、厚生年金基金の場合は両者の合計額となり、確定給付企業年金の場合は代行部分の給付がないため、年金財政計算上の数理債務の額のみとなる。

改正された本適用指針は、公表日以後最初に終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することとされている。

なお、適用にあたっては、表示方法の変更として取り扱うため、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第14項の定めに従って、表示する過去の期間における本適用指針第65項の注記についても新たな表示方法を適用することとされている。

詳細については、ASBJのウェブページ（https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/taikyuu2015/）を参照いただきたい。

以上